



三重県公報

令和7年5月13日（火）

第 616 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
39	三重県漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産資源管理課)	2
	告 示		
351	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
352	同件	(同)	3
353	同件	(同)	3
	公 告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	4
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	4
	同件	(同)	4
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	5
	特 定 調 達 公 告		
	随意契約の相手方を決定した旨	(デジタル改革推進課)	5
	一般競争入札を行う旨	(人権センター)	5
	正 誤		
	令和7年3月25日付け三重県公報号外	(人 事 委 員 会)	8

規 則

三重県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年五月十二日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第三十九号

三重県漁業調整規則の一部を改正する規則
三重県漁業調整規則（令和二年三重県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(衛星船位測定送信機等の備付け命令)	(衛星船位測定送信機等の備付け命令)
第四十七条（略）	第四十七条（略）
2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。	
第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三十四条第一項、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条の規定に違反したとき。	一 第三十四条第一項、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条の規定に違反した者
二 第三十四条第十三項において準用する第十四条第一項若しくは第二項又は第四十二条第三項の規定により付けた条件に違反したとき。	二 第三十四条第十三項において準用する第十四条第一項若しくは第二項又は第四十二条第三項の規定により付けた条件に違反した者
三 第二十四条第一項（第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十四条第十三項において準用する第二十三条第二項、第四十一条第二項又は第四十六条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。	三 第二十四条第一項（第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十四条第十三項において準用する第二十三条第二項、第四十一条第二項又は第四十六条第一項の規定に基づく命令に違反した者
2 （略）	2 （略）
第五十六条 第二十六条第一項（第四十四条第八項において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条第十項又は第四十条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	第五十六条 第二十六条第一項（第四十四条第八項において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条第十項又は第四十条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十五条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。
- 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 351 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。
令和 7 年 5 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 生川 秀治	三重県四日市市鶴の森一丁目 5 番 19 号

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
水谷 哲也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K 242024672
伊藤 秀太	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K 242024673
鈴木 大河	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K 242024674

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
中嶋 爾	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K 2416351
水谷 直登	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K 2415383
位田 英治	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K 2417397
出口 貴紀	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K 242022602

三重県告示第 352 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 5 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
内田 有哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K 242024675
平子 脩人	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K 242024676

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
林 裕人	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2415072
西村 浩明	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2416075
広田 泰秀	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2418087
古市 素行	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2427006

(3) 農産物検査員の検査を行う農産物の種類の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
清水 由雄	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K 2419088
上村 一真	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K 2429102
村嶋 峻介	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K 2429344

三重県告示第 353 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和7年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成14年7月19日 第7号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	三重県多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
大野 竜平	もみ、玄米、小麦、大豆	K242024671

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

井生土地改良区（津市一志町井生 1353-3）

退任理事

津市一志町井生 1884

松 岡 真 也

就任理事

津市一志町井生 1951

田 中 司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外 691-2）の定款の変更を認可しました。

令和7年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）の定款の変更を認可しました。

令和7年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和7年3月31日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和7年5月13日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業地域

三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和7年5月13日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年5月12日から同年9月26日まで
- 3 作業地域
津市稲葉町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年5月13日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 4月24日	多気郡明和町大字斎宮字北野 3814-3 ほか1筆	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社 代表取締役 東村 直哉

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年5月13日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県情報ネットワークにおけるインターネットデータセンターの使用
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年3月28日
- 4 契 約 の 相 手 方 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ケーブルコモンネット三重 代表取締役 田村 欣也
- 5 契 約 金 額 41,236,800円（うち消費税及び地方消費税 3,748,800円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年5月13日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
三重県人権センター多目的ホール照明LED化業務
 - (2) 内容
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
令和8年3月27日（金）
 - (4) 納入場所
三重県津市一身田大古曽 693-1 三重県人権センター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（電気工事）を受けた者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年6月10日（火）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 必要とする資格（建設業許可証または許可証明書の写し）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 693-1

三重県人権センター 啓発課 担当 上村

電話 059-233-5501 ファクシミリ 059-233-5511

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年6月23日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年6月12日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年6月12日（木）17時までに通知書を発送しま

す。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年6月23日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年6月23日（月）14時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県人権センター啓発課

案件名 三重県人権センター多目的ホール照明LED化業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年6月23日（月）14時30分

場所 三重県津市一身田大古曽693-1

三重県人権センター 啓発課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Multipurpose Hall Lighting LED conversion work Mie Prefectural Human Rights Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, June 23, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Monday, June 23, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Monday, June 23, 2025.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Human Rights Center

693-1 Ishindenogoso, Tsu city, Mie, 514-0113, Japan

TEL:059-233-5501

正 誤

令和7年3月25日付け三重県公報号外に登載しました、三重県人事委員会規則7-83（職員の扶養手当に関する規則）中

ページ 行

70 下から17から22まで

誤

（三重県事務決裁及び委任規則の一部改正）

4 三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の1節を次のように改正する。

別表第1 総務部総務事務課の表第一号の項中「職員の給与の支給に関する規則第7条第5項」を「職員の扶養手当に関する規則（三重県人事委員会規則7—83）第6条第1項」に改める。

（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則の一部改正）

5 三重県人事委員会規則七—六九（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）

正

（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則の一部改正）

4 三重県人事委員会規則七—六九（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
